

中国地方防災技術支援制度とは

1. 目的

この制度は、中国地方整備局所管施設等の災害対策業務の技術支援に関して、中国地方において地震および風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、中国地方整備局からの出動要請に対して防災技術支援者による技術支援を行い、迅速かつ的確な災害対策に資することを目的とします。

2. 防災技術支援者の主な業務

防災技術支援者は、大規模災害発生時に中国地方整備局の要請に基づき、以下の技術的な助言を行います。

- (1) 河川堤防及び堰・水門等の河川管理施設の決壊や損傷に対応する工法選定等の応急対策に関する技術支援。
- (2) 道路法面および道路構造物等の崩壊や損傷に対応する工法選定や通行規制等の応急対策に関する技術支援。
- (3) 災害復旧に関する災害調査・復旧工法等の技術支援。
- (4) その他中国地方整備局の要請に基づく技術支援。

3. 防災技術支援者の要件

防災技術支援者は以下の要件を満たす方です。

- (1) 過去、災害対応の経験があつて、公共土木施設等の被害状況について高度な判断ができ、防災技術支援の業務を行うことのできる能力のある方。
- (2) 大規模災害発生時に自己の可能な範囲内で防災技術支援者として活動に参加できる方。

4. 防災技術支援事務局

防災技術支援制度の円滑な運営を図るため事務局を一般社団法人中国建設弘済会企画本部内に設置しています。

5. 出動要請

- (1) 事務局は、中国地方整備局から出動要請を受けた場合、出動要請の内容から適切と考えられる防災技術支援者に速やかに出動要請を行います。
- (2) 要請を受けた防災技術支援者は、自己の状況から協力できる場合、事務局が指定する場所に参集し、事務局は出動者を中国地方整備局に連絡します。